

守り育てよう みんなの文化財



京都府教育委員会

はじめに

京都府教育委員会は、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）に基づき、平成9年3月14日付けで18件の文化財を指定・登録するとともに、文化財をその環境とあわせて保存するために文化財環境保全地区2件を決定しました。その内訳は、建造物4件、美術工芸品10件、無形民俗文化財2件、選定保存技術2件、文化財環境保全地区2件となっています。

この冊子では、今回指定等を行った20件の文化財を写真で紹介しているほか、京都府がこれらの指定等文化財の保護のため行っている事業についても、その一部を紹介しています。

これまでに刊行しました14冊とあわせて、郷土の歴史や文化を考え、理解を深めるために活用いただければ幸いです。

平成10年1月

お知らせ

府指定有形文化財（建造物）知恩院集會堂及び大鐘楼が平成9年5月29日付けで国の重要文化財に指定されました。集會堂は既に指定されている本堂等と同時期の寛永年間に建設されたもので、同時代の壮大な伽藍を構成するものとして貴重なものです。大鐘楼はわが国で最大級の規模を誇る鐘楼で、巨大な鐘とともに広く親しまれているものです。

府指定無形文化財綴織及びその保持者である細見房雄氏（雅号・細見華岳）並びに刺繡及びその保持者である福田喜重氏が、平成9年6月6日付けで国の重要無形文化財保持者に認定されました。綴織は、経糸の下に実物大の下絵を置き、杼に通した緯糸で経糸の間を縫って文様を表します。細見氏は、大正11年兵庫県春日町出身で、地組織の変化織の研究をもとにした温雅な作風が特徴的です。刺繡は裂地に針を使って縫い取りして文様を表します。福田氏は昭和7年京都市出身で、刺繡とともに摺箔、捺染などの技法も併せた作品を発表しています。

なお、上記の府指定は国指定と同日付けで解除となりました。

表紙写真の説明

京都府指定有形文化財（建造物）

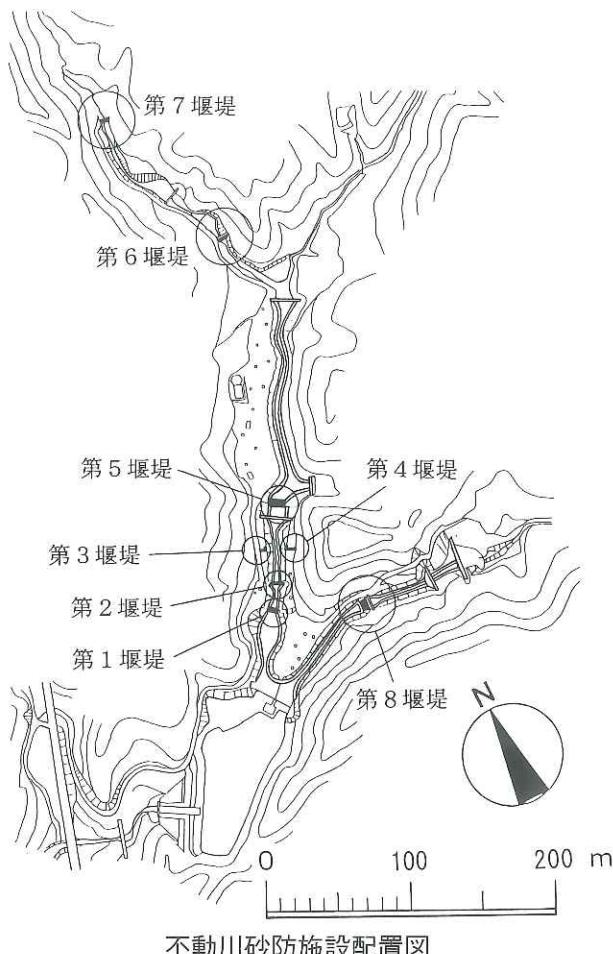
不動川砂防施設

不動川砂防施設は、相楽郡山城町の中央部を西に流れ木津川に注ぐ不動川上流の「不動川砂防歴史公園」の中になります。この砂防施設は、大阪湾や淀川水系の水運確保のため、その上流の不動川の土砂流出防止を目的に、明治6年（1873）に政府が招いたオランダ人技術者ヨハニス・デ・レーケが提唱する近代的土木技術を用いてつくられた石積堰堤です。

石積堰堤は、現在まで長期にわたり砂防施設として機能しています。

今回指定された石積堰堤は8基からなり、本流に7基、支流に1基所在します。

不動川砂防施設は、わが国でも最初の近代砂防堰堤で、淀川水運を支えた施設として貴重な存在です。現在でも、堰堤は機能を維持しながら、その歴史的価値を訪れる人々に伝えるためもあって、周辺整備が行われるなど良好に保存されており、当時の砂防システムを知ることができます。



不動川砂防施設配置図

—第15回京都府指定・登録文化財等の紹介—

＝建造物＝

まつむらけじゅうたく ようかん こでん どうきゅうじょう おもや
松村家住宅 洋館 御殿 撞球場 主屋

松村家住宅は、福知山市旧市街地の由良川と土師川の合流点の左岸堤防横に位置しています。由良川は近年まで氾濫を繰り返し、明治40年（1907）の水害以降に河川改修が本格化しましたが、創建者の松村雄吉はこの最も弱い合流点の堤防を補強するように敷地を造成し自らの住宅を建設したと伝えられています。

敷地は、由良川の堤防に隣接する上段部と、旧市街の町屋群に面した下段部に2分されます。上段部は、由良川に面して門を開き、正面に洋館が、その東に御殿が建ちます。門の右手には撞球場が配され、左手には土蔵が2棟直列に並んでいます。下段部には、主屋が建ち、上段と下段の間は庭園となっています。

洋館は、大正元年（1912）8月に上棟された木造総2階建ての建物で、東面して建ち、正面に玄関車寄せを付けています。外観は簡略化された様式意匠を採用しています。内部は1階が玄関、脇部屋、階段室、廊下、応接室、食堂で、2階はホール、マントルピースを持つ大広間、小部屋で構成され、各室天井には中心飾りを設けています。終戦後は連合軍に接収されました。大きな改変はみられず建設時の状態をよく残しています。

御殿は大正6年（1917）に上棟された木造平屋建の書院建築で、洋館附属棟から渡り廊下で繋がれています。間取りは東から西に主座敷、次の間、座敷の主要な3室を連ね、東端に1室を張り出し、西に渡り廊下を介して数寄屋風の便所棟を設けています。各室境の襖には障壁画が描かれ、特に主座敷には上段の間が設けられ、金地の張り壁とした違い棚や書院を配するなど、手の込んだ意匠をみせています。

撞球場は長方形平面の寄棟造の小規模な建物で、南側に三角形のペディメントを備えた出入口を設けています。外観は、四隅に柱型を控えめに型どり、軒裏に持ち送りを密に並べる程度の簡素な外観です。内部は一部屋で、装飾的な要素は天井中心飾りやモールディング程度で外観同様簡素なデザインです。建設年代は中心飾りや持ち送り等の意匠から大正時代の建築とみられます。

主屋は明治45年（1912）7月に上棟された石垣の上に築かれた切妻造、平入りの町屋建築で、西側の道路に玄関を開きます。間取りは間口を7間



指定 松村家住宅全景

(福知山市)



指定 松村家住宅洋館

(福知山市)



指定 松村家住宅御殿

(福知山市)



指定 松村家住宅撞球場

(福知山市)

とし、大きく3列に分割され、下手を使用人部屋と土間、中央をダイドコロとネマの居住室、上手をミセとナカノマ、ザシキとしています。下手は現在、営業室として内装を補加して活用されています。平成7年（1995）の全面道路の拡幅に伴い、もとの位置から北東の現在地に曳屋されました。

このように当住宅は、日常の住居に加えて接客用の洋風建築と和風建築を備えた大正時代の住宅建築群として建設時の状態を今に伝え、質もよく、この時代の洋風及び和風建築の建築技術を残す貴重なものです。

かやちょうやくばちょうしゃ 加悦町役場庁舎

加悦町役場庁舎は、加悦町北部の町道中市線と国道176号線の交差する位置に建ち、玄関を東に開いています。前身の役場庁舎が昭和2年（1927）3月7日の丹後大震災で倒壊したため、宮津出身の今林彦太郎の設計により昭和3年（1928）12月1日に起工、翌4年（1929）7月20日に竣工しました。

庁舎は、木造総2階建、寄棟造、桟瓦葺の建物です。外観は、正面上部の両脇と南側出入口上部に円形の飾りを付け、1階の窓にアーチ状の繰り型をみせる程度で、端正な意匠としています。1階は、北側に町長室や応接室を配置し、その他は事務室としています。事務室は、簡略な柱頭飾りを備えた独立柱を載せるカウンターで、執務部分と来庁者の待合に2分されています。2階は、中央に町議会会議室、両脇に控室、西側に廊下を配置しています。

加悦町役場庁舎は、同町の丹後震災復興のシンボルとして建設され、地元の人々にも親しまれている建物です。丹後ちりめんの生産が盛んであった頃の加悦町の歴史を知る上で重要な建物で、その設計図面も残っており、昭和初期の建築技術を知る上でも重要な建物です。

おばたじんじゃほんでん 小幡神社本殿

小幡神社は亀岡市曾我部町穴太にある旧村社で、開化天皇、彦座王命、小俣王命を祭神としています。現在の本殿は天和3（1683）年5月に造立されたものです。本殿は檜皮葺の一間社流造で、近世の建築らしく脇障子には登竜門と許由・巣父の中国故事を題材にした丸彫彫刻を飾り、正面格子戸上の欄間に「龍に雲」の彫物を置いています。亀岡市域では、妻に二重虹梁大瓶束を用いる早い事例ですが、虹梁を持ち出さず、要所を飾る蟇股や虹梁の絵様等も比較的おとなしいもので、保守的な手法で統一されています。



指定 松村家住宅主屋 (福知山市)



指定 加悦町役場庁舎



指定 加悦町役場庁舎 2階議場



登録 小幡神社本殿 (亀岡市)

二美術工芸品二

①尊像は、いわゆる弥陀の定印を結ぶことから阿弥陀如来像であることが判明します。しかし、阿弥陀如来像としては、印相以外は胎藏界大日如来と同様の服制を持つ点、羽を大きく広げ真正面向きに描かれた孔雀にのる点、孔雀がのる反花座が飛雲に囲まれている点に特徴があります。本図は、阿字月輪觀による大日即阿弥陀という覺鑑の阿弥陀信仰に基づいて制作されたと考えられますが、類例のない図像の阿弥陀如来像として仏教絵画史上注目される作品です。制作年代は鎌倉時代後期(14世紀前半)です。縦110.5cm。横55.0cm。

②画面の下部に大有理有(1350~1391)の全身像を描き、上部に応永30年(1423)9月9日の大岳周崇の贊文を左から右に24行にわたって記します。

大有は、月庵宗光の法嗣で、月庵ともども但馬守護の山名時義・時熙父子の厚い帰依をうけ、但馬円通寺(城崎郡竹野町)・大明寺(朝来郡生野町)を歴住したのち、山城相楽郡大智寺の開山に迎えられました。没後大観禪師の号を追謚されました。

本図は、像主の個性をとらえた相好表現に見るべきものがあり、室町時代禅僧肖像画の基準作として貴重であるだけでなく、南山城における大應派月庵流の展開を知るうえでも重要です。縦135.4cm。横69.8cm。



指定 阿弥陀如来像



指定 大有理有像

(楊谷寺 長岡京市)

(大智寺 和束町)

③寂照院は、もと道雄が9世紀に創建した海印寺10院のひとつであったと伝えられます。当院に伝来する四天王像は、持国天・增長天・多門天が寄木造、広目天が一木造であるのをはじめ、その作風には四者四様の特色が見られます。鎌倉時代の慶派・円派と並ぶ院派仏師のひとりと目される院能の作を含んでいることは重要です。院派の制作になる制作年、仏師名の判明する仏像彫刻の在銘作例としてはもっとも古いものであり、その作風や造像活動の地域的広がりを考察するうえで高い価値をもっています。像高111.5cm~115.1cm。



指定 木造四天王立像 [左から持国天・增長天・多門天・広目天]

(寂照院 長岡京市)

①南北朝時代に光嚴院（1313～1364）が、最晩年を過ごした丹波国山国庄（京北町）にある常照皇寺に伝わる、雲乗の來迎形式をとる阿弥陀如来及び両脇侍像です。來迎形式の三尊でありながら、阿弥陀が定印を結ぶ点は異例であり、觀音・勢至像も不安定なまでに動的な姿勢をとります。來迎引摺の阿弥陀三尊のなかで、本像のように阿弥陀來迎の緊迫感を彫刻によって立体的にあらわした例は少なく、平安時代末期における迫真的な來迎彫刻の先駆的作品として高い価値をもっています。阿弥陀如来像高50.8cm。

②普濟寺觀音堂（南北朝時代、重文）の正面に奉懸されていた鰐口で、刻銘により宝徳元年（1449）11月2日に丹波国船井郡野口庄本免方敷田神社の鰐口として、蘭部村の鎌倉時代以降定型化した形制を基本的に踏襲し、保存状況も良好で、銘文により制作環境が判明する点で資料的価値が高く、室町時代前期の基準作例として貴重です。鑄銅製。面径36.7cm。

③智恩寺は天橋立の基部に位置し、本尊の文殊菩薩は日本三文殊の一つに数えられます。別名九世戸文殊堂、九世戸とも呼ばれます。

九世戸縁起は、智恩寺の創建以来の歴史や天橋立における文殊信仰について説いたものです。さらに、現在丹後に残る丹後各地の地名の由来を記しています。また、觀世信光（1435～1516）の作とされる能「九世戸」の内容と整合性が高く、その成立における関連が考えられます。

本縁起は、室町時代前期まで遡る丹後を代表する禅宗寺院である智恩寺の由緒を伝える縁起として貴重であるだけでなく、中世説話文学、芸能史上においても重要な史料です。縦25.1cm。横513.5cm。

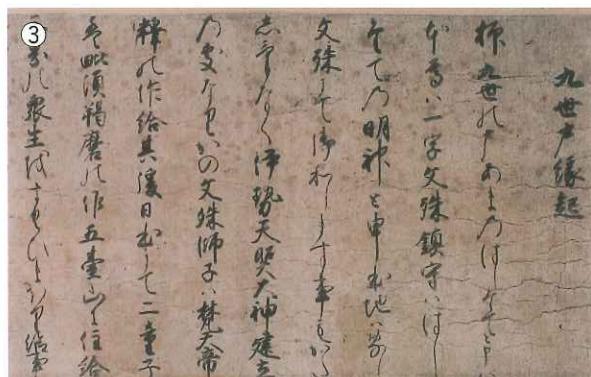
④幹縁疏とは、建物修造や造仏に際して募縁のために作る疏の一種のこと、別にいう勧進状のことです。本幹縁疏は、室町時代の長享～明応年間（1487～1501）の智恩寺の修造に際して、幹縁僧寿桃が書したものですが、本文は文明18年（1486）に相国寺派の五山文学僧である彦龍周興が作成したことがわかります。九世戸縁起とともに丹後の中世禅宗寺院の歴史を知る上で高い価値をもっています。縦27.7cm。横162.9cm。



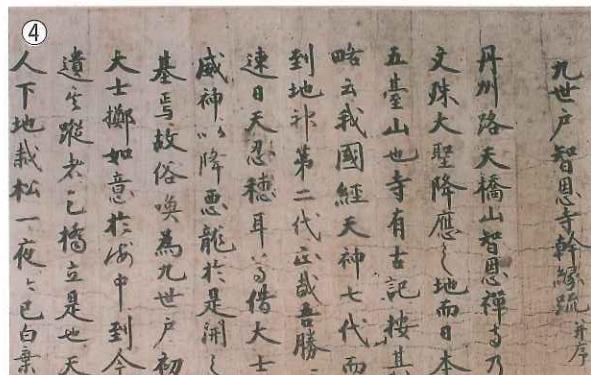
指定 木造阿弥陀如来及両脇侍坐像
(常照皇寺 京北町)



指定 鰐口 (普濟寺 園部町)



指定 九世戸縁起
(智恩寺 宮津市)



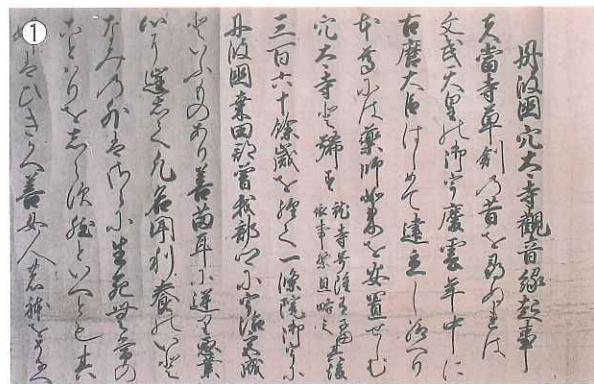
指定 九世戸智恩寺幹縁疏并序
(智恩寺 宮津市)

①西国三十三所觀音靈場第二十一番札所である丹波國桑田郡穴太寺（亀岡市）に関わる中世の縁起です。内容は、はじめに慶雲年中（704～708）に古麿大臣が薬師如来像を本尊として穴太寺を開創したことを記し、次に穴太寺の觀音像にまつわる靈験譚を説き、最後に鎌倉時代における聖觀音像の造替の様子を述べます。奥書により、本縁起が室町時代中期の宝徳2年（1450）8月に書写されたことがわかります。穴太寺の觀音の靈験については、『扶桑略記』『今昔物語集』をはじめ多くの歴史説話集などに収載されていますが、丹波に残る中世社寺縁起としては本品が最古のもので、地元に伝わる説話物語としても貴重です。紙本著色穴太寺觀音縁起と法華經普門品は、共に宝徳2年書写の縁起と密接な関係をもって江戸時代の延宝4年（1676）に制作され、相箱に納められ伝えるために附指定としました。縦34.1cm。横421.6cm。

16世紀から17世紀にかけて、寺院・神社への参詣誘致を目的に作成された案内絵図を寺社参詣曼荼羅と呼んでいます。前回に引き続き、今回も2件の寺社参詣曼荼羅を指定しました。

②画面中央部やや右上に位置する、舞台造の本堂を中心に清水寺の諸堂塔が配され、左下部には五条橋から始まる参詣道（清水坂）がS字形に描かれます。画面には、老若男女をとわず多数の参詣者が喜々として描かれますが、そのなかには、音羽滝で水垢離し本堂との間を往復する願人や子安塔で安産を謝し祈っている男女など清水寺の靈験・信仰内容を巧みに説明する図像や、草創者である延鎮と坂上田村麻呂と考えられる2人連れなど、同寺の縁起に関わる図像が散りばめられます。制作年代は、応仁の乱後の復興活動が一段落した16世紀中期と考えられます。本図は、当時の清水寺及びその周辺の有様や清水寺が集めた信仰の様相を知る上で貴重です。縦162.0cm。横173.3cm。

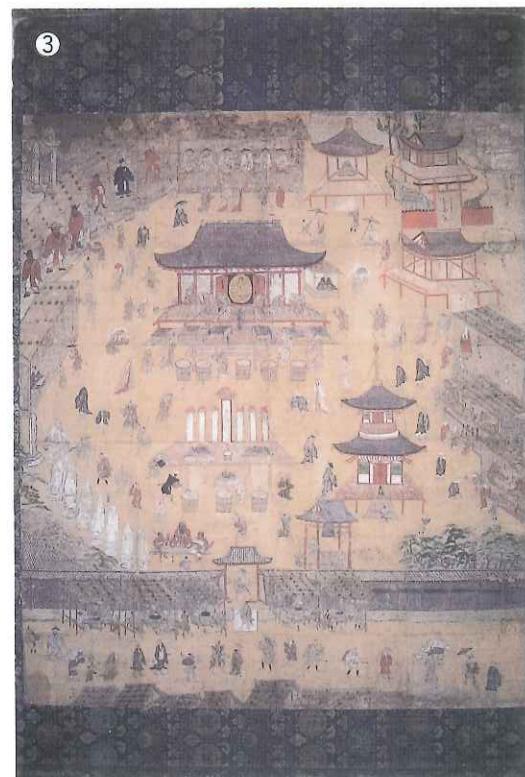
③六道珍皇寺は東山区建仁寺の東南に位置し、寺門を松原通に開きます。鳥辺野の入口にあたる同寺境内には小野篁が冥界へ通ったという伝承をもつ井戸があり、そこから帰ってくる精靈を迎えるために、京都の人々は盆前に珍皇寺を訪れます。本図はその精靈迎えの賑わいを描きます。迎え鐘をつくさまや高野楨を手に水回向をしていると覺しき人物のほか、作り物、六地蔵、賽の河原など盆の習俗に係る事物が描き込まれ、精靈迎えの有様を具体的に知ることができます。制作年代は、平明な画風、瘦身の女性表現から桃山時代と考えられます。縦206.8cm。横176.3cm。



指定 穴太寺觀音縁起 (穴太寺 亀岡市)



指定 清水寺参詣曼荼羅 (清水寺 東山区)



指定 珍皇寺参詣曼荼羅 (六道珍皇寺 東山区)

＝無形民俗文化財＝

小倉のお松行事

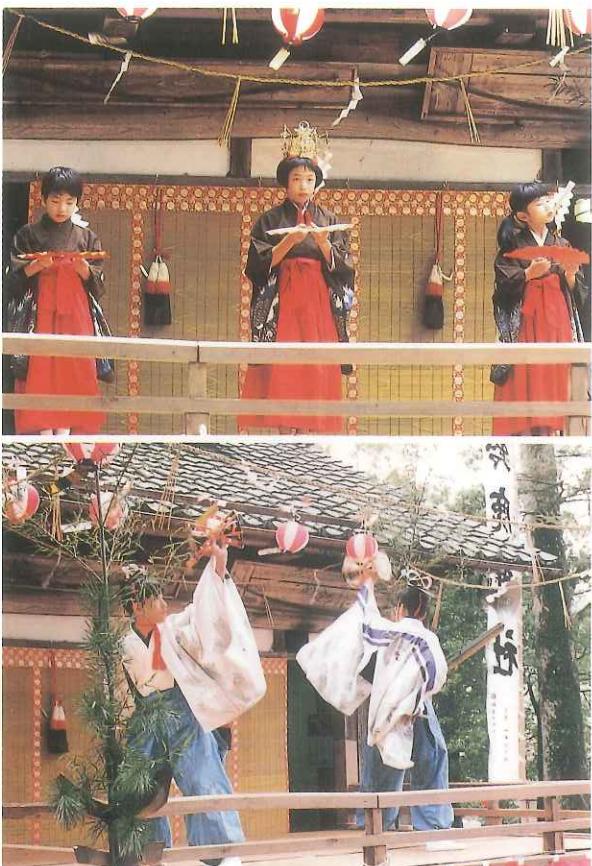
舞鶴市字小倉の富留山神社で、毎年11月15日に近い日曜日に行なわれます。松明は、約250cmの柱の上に、オガラ（麻殻）を使ってワセ、ナカテ、オクテに見立てた松明を3本作り、社殿の前に据えつけると周囲にしめ縄をはります。神主が社殿の中にこもって灯明から小松明に点火すると、ワセは会計、ナカテは副区長、オクテは区長が小松明を受け取りワセから順に点火していきます。松明は、激しく燃え、やがて燃え尽ますが、その燃え方で、来年の稻の種類ごとの豊作を占います。例えば、ワセの松明が根元から倒れるような燃え方をすると、ワセは茎が虫にやられるとか、台風で倒れるとかいうので、どの松明が一番穏やかに順調に燃えたかをみて、例えば来年はナカテを植えるなどと稻の種類を決めたのです。講評は一切行なわれず、境内で松明の燃え方を見た各人の判断で来年の稻の選択が行われ、一方オガラの灰は、畑にまくと虫がつかないとか、御利益があるとか、また無病息災をもたらすとかいわれました。近くでは、舞鶴市女布でも小倉と同様な松明行事が行われています。

田中の三番叟、姫三社、徳若万歳

舞鶴市田中町の鈴鹿神社の11月3日の祭礼に、5年に1度大祭と称し仮設舞台で行なわれます。三番叟は、一番叟、二番叟、三番叟（前踏）、三番叟（奥踏）からなり、4名の役者と鼓2名、大鼓3名、笛数名、拍子木数名による囃子方で構成されます。一番叟は小学校低学年、二番叟は小学校高学年、三番叟は中学生が務めます。二番叟は翁、三番叟（奥踏）は黒尉の面をつけますが、これらは若狭の酒井侯から賜ったものと伝えます。姫三社は、役者3名、カッコ1名、三味線1名、地方4～5名の囃子方からなり、役者は小学校高学年の少女で、中央の背の一番高い子だけ天冠をかぶります。踊は、右手に扇を持ち、奥襟にさした御幣を左手に持ってゆっくりと舞うもので、中央の舞手を中心に左右対称に動く形式です。徳若万歳は、役者2名にカッコ1名、三味線1名、地方4～5名の囃子方で構成され、役者は、小学6年生から中学生くらいの少年が務めます。地元では、姫三社と徳若万歳は京舞から伝わったといわれていますが、その時期は不明です。丹後に広く分布する三番叟をはじめ種類の異なる3つの芸能が一体となって伝承される貴重な民俗芸能です。



登録 小倉のお松行事 (舞鶴市)



登録 田中の三番叟、姫三社、徳若万歳 (舞鶴市)

＝文化財環境保全地区＝

おばたじんじゃ 小幡神社文化財環境保全地区

小幡神社文化財環境保全地区は、亀岡市曾我部町穴生にある小幡神社境内の一帯です。

境内地は犬飼川の北西の河岸の一画にあり、北側は宮垣内の集落に接し、西側は穴生城跡や古墳をもつ丘陵地へとつながっています。

境内は東西に細長く、南西の丘陵地以外は平坦な地形となっています。参道は境内地の道路に面する東端からほぼ直線状に設けられ、途中に石鳥居や拝殿、摂社などが配されて、本殿に至る景観を構成しています。また、境内地の周辺部にはヒノキ林や竹林などの境内林が広がり、本殿の景観上、また本殿と周辺環境との緩衝地帯として役立っています。

このように、小幡神社は境内地の諸要素が複合して良好な神社環境を保っており、この環境が本殿の保存を図る上で欠かせないものとなっています。本殿の府登録有形文化財の登録に伴い、境内地を文化財環境保全地区に決定することで文化財の周辺環境についても保全を図っていきます。

しどりじんじゃ 倭文神社文化財環境保全地区

倭文神社文化財環境保全地区は、加悦谷の中央部、野田川町三河内の北西に位置しています。

現本殿（府登録有形文化財）は、文政4年（1821）に造られたもので、織物の祖神と伝えられている倭文大神（別名天羽槌雄大神）を祀っています。

境内地は、加悦街道からやや奥に入った山麓の丘陵地一帯を占めています。丘陵地はやや東西に細長い島状になっています。南半は古墳四記が確認される丘陵部となり、北半は参道入口の東端から本殿の鎮座する西端まで雛壇状に高くなり、一直線に続く参道とともに特徴的な神社景観を構成しています。参道には鳥居や石燈籠、狛犬、摂社などが多数配され、本殿までの景観を盛り上げています。また、平坦部の周囲と丘陵部など境内地の周辺部には、ヒノキやシイからなる境内林が広がっています。境内林は密度が高く、本殿周辺の静謐さを保つための緩衝地帯として役立ち、いわゆる鎮守の森の景観を形成しています。

このように、倭文神社は境内地の諸要素が複合して優れた神社環境を保っています。この環境が府登録有形文化財である本殿の保存を図る上で欠かせないものとなっており、文化財環境保全地区に決定することで文化財の周辺環境についても保全を図っていきます。



決定 小幡神社文化財環境保全地区（亀岡市）



決定 倭文神社文化財環境保全地区（野田川町）

=選定保存技術=

邦樂器糸製作
ほうがっきいとせいさく

日本の伝統楽器の歴史は古く、正倉院には70点を越える楽器が残ります。中でも糸を使った絃楽器が多く、素材はすべて蚕糸による生糸で、よりがかけられ、基本的な構造は現在と同じです。邦楽器の糸に使われる原糸は、滋賀県北部の木之本町、東浅井郡浅井町で生産された春産の生繭から引いた生糸を使用しています。

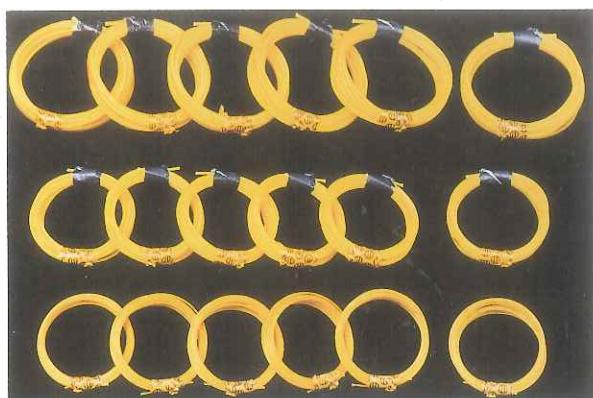
邦楽器糸のうち、最も大切な繞りの構成、強弱、伸張度は製作者の感覚によるところが大きく、その習得には長い修練が必要です。機械化の進行に合わせて、テトロン、ナイロン糸も開発されており、これはなかなか切れないため初心者には便利ですが、絹糸の方が音色もやわらかく、よくとおるため、たとえば重要無形文化財の能狂言、歌舞伎、文楽などをはじめとした古典芸能では、絹糸は必要不可欠なものです。

片岡喜三郎氏は、京都府立山城高校卒業後、父庄八郎氏について修業を始め、見よう見まねで失敗を繰り返しながら次第にその技術を習得し、今ではこの道四十年を越える熟練した技術者で、その存在は重要です。

杼製作 ひせいさく

織物は、たて糸とよこ糸の組み合わせにより構成されます。杼は機にかかる経糸を開口させた時、経糸の間に緯糸（ぬき）を通す道具で、機織では必ず用いられるものです。杼は、糸が経糸に引っ掛からないよう正確な動きが要求されると同時に、適度な重さを持ち違和感なく、まるで製作者の指先の延長であるかのような杼が最良とされます。杼には、織物の種類により様々な型式がありますが、大きく分類すると、縫取杼、すくい杼、投げ杼、弾き杼（トビヒ、バッタنب）、綴織の地用の杼、細幅用の杼の6種類です。材料は宮崎県産の赤檜を主体に、滑らかに転がるように両側にはめこむ杼駒、糸を通す糸口、緯糸をまく木管、杼の両端を保護する杼金などからできています。

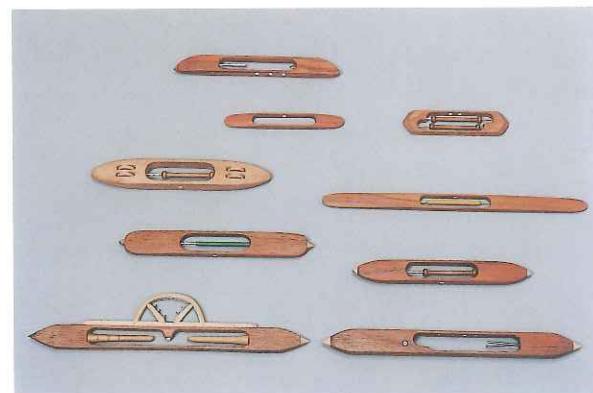
長谷川淳一氏は、立命館高校卒業後、父繁太郎氏について修業を始め、見よう見まねで失敗を繰り返しながら次第にその技術を習得し、今ではこの道四十年を越える熟練した技術者で、その存在は重要です。



選定 邦楽器糸製作（三味線糸）



認定 保持者 片岡喜三郎（北区在住）



選定 梳製作（各種の杼）



認定 保持者 長谷川淳一（上京区在住）

－京都府指定登録文化財等の保存修理事業－

京都府教育委員会では、文化財の保護を図るために京都府文化財保護条例（昭和56年府条例第27号）に基づいて京都府の指定・登録などの文化財について、所有者が行う修理・保存事業に必要な経費の一部を補助し、必要に応じて保護・活用等に必要な指導を行っています。

ここでは、平成8年度に行った京都府指定・登録文化財等の保存事業の概要を紹介します。

事業別補助額一覧

区分	件数	事業費(千円)	補助額(千円)
①建造物保存修理事業	8	194,965	40,809
②建造物防犯防災施設設置事業	3	23,556	14,261
③美術工芸品保存修理事業	5	21,178	9,878
④無形文化財保存事業	2	3,646	1,823
⑤史跡名勝天然記念物保存事業	1	621	310
⑥選定保存技術保存事業	1	960	480
⑦文化財環境保全地区保存事業	3	5,900	2,439
⑧防災対策(地震対策)事業	1	20,000	10,000
計	24	270,826	80,000

平成8年度 保存修理事業実施場所



=各補助事業の概要=

①建造物保存修理事業

建造物、特に木造の建造物を文化財としての価値を失うことなく保存していくには、日常的な管理のほかに、一定の周期で修理を行う必要があります。修理には、解体修理、半解体修理、部分修理、屋根葺替、塗装修理などがあり、建造物の破損の程度によって行う修理は異なります。

御香宮神社拝殿(京都市)では、3ヶ年にわたる解体修理を実施してきました。工事中に起きた大震災の教訓を生かし、建物に耐震的構造補強を施すとともに、調査結果に基づいて、ほとんど失われていた極彩色を建立当初の姿に復原しました。



御香宮神社拝殿解体修理

②美術工芸品保存修理事業

美術工芸品は、紙、絹、漆、木などの弱い材質で作られているものが多く、保存のためには、それぞれの材質の保存状態に応じた保存修理を一定の年月ごとに行なうことが重要です。また火災や盗難から保護するために、自動火災報知設備の設置や収蔵庫の建設も必要となります。

歓楽寺(京北町)の木造金剛力士像は長年の間、茅葺の山門に安置されていたため、矧目の緩み、虫損、彩色の剥落が進行していました。そこで、像を全面的に解体して各部や当初の台座を修理し、虫損部を樹脂硬化し、剥落止めを施しました。

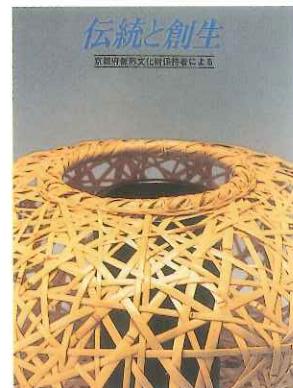


木造金剛力士像

③無形文化財保存事業

無形文化財には、演劇、音楽、工芸技術などがあります。いずれも伝統的な技芸という無形の技ですが、工芸技術は最後には作品という形で残るところに大きな違いがあります。

今回は、京都府指定無形文化財のうち各個認定を受けている陶芸、紋織等9件の文化財の概要、保持者の略歴、代表作品等をまとめた記録作成と団体認定の黒谷和紙に関する後継者養成事業を行いました。



無形文化財記録作成

④史跡名勝天然記念物保存事業

史跡・名勝・天然記念物の保存事業には、遺跡等の環境設備、名勝庭園の給排水路修理、天然記念物の動植物の保護増殖など、個々の文化財の性質・立地に対応した数々の内容が含まれています。

名勝宗雲寺庭園(久美浜町)では、近年に設置された便所を撤去し、飛石、コケ張りなどを整備する庭園修復事業を行いました。



宗雲寺庭園

⑤選定保存技術保存事業

文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術・技能のことを選定保存技術と呼んでいます。雅楽管楽器製作修理は、重要無形文化財「雅楽」を始め、各地で行われている舞楽などの民俗芸能の存続を決定する重要な技術です。

今回は、雅楽の歴史、雅楽器の特徴、製作工程の概要、保持者山田全一氏の略歴などとともに笙、筆築、笛といった三管の写真をまとめた記録作成事業を行いました。

笙・筆築・笛のねざ
— 雅楽管楽器製作修理 —



雅楽管楽器製作修理記録作成

⑥文化財環境保全地区保存事業

京都府独自の文化財保護制度として、文化財環境保全地区の決定があります。これは京都府が指定・登録した有形文化財又は記念物の保存のために、周辺のある一定の区域を文化財環境保全地区として定め、文化財と一体となった周辺環境の保全を図るもので、

昨岡神社文化財環境保全地区（田辺町）では、境内周辺の堀が浸食されて樹木が倒れたりするので、護岸工事を実施して良好な景観の保全を図っています。



昨岡神社文化財環境保全地区護岸

⑦建造物防犯防災施設設置事業

木で造られたものが多い文化財建造物を火災から守るために、早期発見、初期消火、延焼防止などの対応が欠かせません。このために、自動火災報知設備や消化設備、避雷設備等の防災設備の設置が必要となります。また不審者の進入を防ぐために、防犯設備を設置する場合もあります。

田口神社（舞鶴市）では、万一の出火の際に速やかに火災を発見できるように、本殿をはじめとする境内の各建物に自動火災報知設備を設置しました。



田口神社本殿他自動火災報知設備設置

⑧防災対策（地震対策）事業

大震災の教訓を今後に生かして、文化財の防災施設を強化し、大きな地震にも破損せずに使用できる消火用の貯水槽の設置を推進することは、地震から文化財を守るために重要な事業です。また文化財の保護だけでなく、その周辺の一般住宅の緊急時にも役立ちます。

松尾寺（舞鶴市）では、昨年度から100トンの耐震貯水槽・ポンプ小屋の建設と、消火栓、放水銃等の消化設備の設置を進めています。



松尾寺防災対策事業（エンジンポンプ設置中）

国指定選定等文化財の全国及び京都府内所在件数等一覧

(平成9年9月16日現在)

種別 区分	建造物		美術工芸品							特別史跡名勝天然記念物				史跡、名勝、天然記念物			
	件数	棟(基)数	絵画	彫刻	工芸品	書典古文 跡籍書	考古資料	歴史資料	計	史跡	名勝	天記念物 然	計	史跡	名勝	天記念物 然	計
全國	国宝	(208)	(250)	154	121	251	276	37	0	839							
	重文	2144	3602	1736	2429	2097	2220	466	90	9038							
	計	2144	3602	1890	2550	2348	2496	503	90	9877	57	28	72	157	1371	262	918
	登録	338	338														2551
京都府	国宝	(46)	(58)	46	34	14	82	2	2	0	180						
	重文	279	521	418	346	135	571	36	18	9	1533						
	合計	279	521	464	380	149	653	38	20	9	1713	3	11	0	14	73	39
	登録	8	8														121

(備考)

1. 美術工芸品の重要文化財件数は、国宝を含まない。また、美術工芸品の府内に所在する国有のものは、指定件数から除いた。
2. 建造物には、国宝と重要文化財の両者で1件とするものがある。従って、重要文化財の数には、国宝を含めた。

京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覧

(平成9年6月6日現在)

種別	有形文化財												無形文化財	民俗文化財		史跡		名勝		天然記念物		指小定登録		文化保全財環境区		選定保存技術	合計			
	美術工芸品													有形		無形		勝		跡		登録		指定期						
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書典古文 跡籍書	考古資料	資歴	小計	指定期	登録	指定期	登録		指定期	登録	指定期	登録	指定期	登録	指定期	登録	指定期	登録	指定期	登録					
市町村	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	決定	選定				
京都市	26	6	9	10	8			5	3	4	39		5	1			1	1	1	1	76	6			4	84				
向日市	2	1																		4	1				5					
長岡京市	1	2	4				1				7									8	1				9					
大山崎町	1				1						1									1	1				2					
宇治市	7	3	2	1		2	1				6	1					1	2	1	18	3	2			23					
城陽市	4		1						1	1	1								1	1	6	4			11					
八幡市	2	2		2		1				3							1	1	1	8	2	2			12					
久御山町	1					1					1									3					3					
京田辺市	1	5	2	1			1	1			3	2							4	7	6				17					
井手町	1	1		1		1					1	1							1	3	2	2			7					
宇治田原町																				3	2				5					
山城町	2	3	1								1									2	5	3			10					
木津町	2		1	1							1	1							3	4	2				9					
加茂町	1	1	3	2	2	1					6	3			1	3	1		1	8	8	3			19					
笠置町	2					1					1									1	2	1			4					
和束町	1	2									2			2	1				1	3	4	1			8					
精華町	1		1								1			1					2	1	1				4					
南山城村	1				1						1			1						1	2	1			4					
京北町	1		1				1				2			1	1	2			6	1	1				8					
美山町	1	1	1	1							2								3	7	1				11					
亀岡市	1	6	1	1	2	2		1		1	6	2			1	2	2		3	12	11	6			29					
園部町	2	2		1	1	1					2	1							1	5	3	1			9					
八木町	1	2													1	1			3	2	2				7					
丹波町	1	2	2	1	1	1					6	2								6	3				9					
日吉町	1		1		1						1	1			1	1				2	3	1			6					
瑞穂町	2		1												1					1	3	1			5					
和知町						1					1									2					2					
綾部町	5	6	1		2	2		1			3	3	1				3		1	11	12	4			27					
福知山市	3	2	2		1	2	1	4			9	1				3	1			13	6	2			21					
舞鶴市	4	2	3		2	1	3	2			9	2			1	1	11		1		15	16	3			34				
夜久野町	1														1	1				1	2				3					
三和町	1	1												1						2	2	2				6				
大江町		1				2					1	2								1	2	2				4				
宮津市	6	1	3	1	2	1	1	1	1	11	2			3	2	2		2	1	22	8	1			31					
加悦町	1	1			1						2				1	3	2	1	9	1					10					
岩滝町															1										1					
伊根町	1													2	5						2	6				8				
野田川町	1													1					1	1	2	1			4					
峰山町		1		1				1			1	2				2	1			2	4				6					
大宮町			4								4				1	1		1	2	5					7					
網野町	1																								1					
丹後町	1	2	1								1	2			3										1					
肱栗町						1		1	1		8	1			4	1	1			5		5			5					
久美浜町	2	1	3	1	2		1	1	1		139	36	7	2	8	19	59	17	15	13	6	1			19					
地域定めず	69	70	32	8	33	9	29	9	4	33	11	7	175	7	10	78	17	15	19	283	179	58	4		522					
合計	139	40	42	38	4	33	11	7												462										

国指定文化財に指定されたため京都府の指定（登録）が解除（取消し）となった件数、重要文化財及び府指定文化財に指定並びに文化財の焼失により府の登録が取消しとなった件数は含まない。

重要無形文化財					重要民俗文化財			重要伝統的建造物群保存地区	選定保存技術													
保持者					有形	無形	計		有形文化財関係				無形文化財関係				計					
芸能		工芸技術							保持者		保持団体		保持者		保持団体		保持者	保持団体				
各個	総合	各個	総合	各個	総合	各個	総合	各個	人	件	團体	人	件	團体	人	件	團体					
件	人	件	團体	件	人	件	團体							件	人	件	團体					
28	46	11	11	36	48	13	13	188	176	364	44	17	20	8	(6)	15	15	8	10	35人	16件 32件 (16団体)	18団体 35人
4	4	0	0	6	7	0	0	3	6	9	5	6	6	2	2	3	3	0	0	8件 8人	2件 2団体	

3. 史跡名勝天然記念物の件数には、それぞれ特別史跡名勝天然記念物を含む。

なお、件数外のものとして、京都府関係には、次のものがある。

(1) 2府県以上にわたるもの (天) 比叡山鳥類繁殖地、(史) 延暦寺境内、(史) 歌姫瓦窯跡、(史) 携琴湖疎水

(史) 石のカラト古墳

(2) 地域を定めないもの（主な生息地） (天) 小国鶴

4. 選定保存技術の()内は、実団体数である。

市町村の文化財保護条例による指定等文化財件数一覧

(平成9年4月1日現在)

市町村名		有形文化財									無形文化財		史	名	天然記念物	文保化全地境区	選定保存技術(選定)	合	条例制定年月	備考	
		建造物		美術工芸品							有	無									
		件数	棟(基)数	絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料	計	形	形	跡	勝	計					
京都市	指定	59	156	46	31	9	3	9	3	5	106	1	1	8	22	18	8	(215)	(131)	56.10	
	登録	24	39	3	6			23		3	35	1	47	12	3	9					
	計	83	195	49	37	9	3	32	3	8	141	2	48	20	25	27					
向日市				2	8			4	8	1	23			1	1				25	60.4	
長岡京市		3	23	7	5			6	3		21						5		29	50.7	
大山崎町		5	5		1					1									6	60.4	
宇治市		3	14	3	34	2	3		3	2	47	1			1	1			53	44.4	
城陽市		3	7		8	1		2		1	12		3		2				20	61.4	
八幡市				3	1			1	1		6								6	60.4	
久御山町				1	6					7						2			9	H5.4	
京田辺市								3		3			4	3					10	50.3	
井手町																			0	H7.4	
宇治田原町		8	8		10		2		1		13		1		1	1				24	48.10
山城町		3	4		1			8	1	10				3	3				19	47.9	
木津町					2			1		3									3	60.10	
加茂町				1	1					2									2	61.4	
笠置町																			0	H7.4	
和束町																			0	H7.3	
精華町					4					4									4	63.12	
南山城村																			0	51.12	
京北町				6	13	6	1	1		27			1	1	1				30	53.10	
美山町					10					10						10	1		20(1)	H元.4	
龜岡市		8	13	4	16	4	2	2	1	29		1		2		1			41	43.12	
園部町					4					4									4	44.3	
八木町		5	5		8					8									13	59.3	
丹波町		2	2	1	4	1	1			7				2					11	62.3	
日吉町		7	13	1	16	10	2			29		1	2	1					40	51.4	
瑞穂町		1	1		3	2				5				1		1			8	60.3	
和知町				1	2					3			1			2			6	53.12	
綾部町		4	6	3	13	3	3	8		30			2						36	40.4	
福知山市		11	15	12	24	6	4	5		51		1	9	1		2			75	38.6	
舞鶴市		7	11	5	18	6		1	2	2	34			5	1	6			53	38.10	
夜久野町														3					3	47.8	
三和町		3	3		1			2	1		4		1						8	59.12	
大江町				9	4	4		4		21	1			4					26	48.3	
宮津町		7	7	8	15	3	1	4	1	1	33		10	4		1	3		58	58.12	
加悦町		5	5	3	9	2		1	1		16		1	2					24	39.7	
岩滝町						1				1			1			1			3	40.7	
伊根町		1	2										4	13					18	60.6	
野田川町		3	3		8	1				9			2	2					16	59.6	
峰山町				7	1	2		1		11			2	2					15	52.3	
大官町		1	1	6	2	2	2			12			1	3					17	58.3	
網野町		1	1			2	1		1		4			3	2	1			11	46.3	
丹後町				2	2			2		8			3		2				13	55.3	
弥栄町						2			2		4								4	48.3	
久美浜町		7	7		2	1				3			3			2			13(2)	53.3	
郡部指定計		98	156	85	257	63	22	42	39	8	516	2	22	49	45	7	38	(3)	777		
合計	指定	157	312	131	288	72	25	51	42	13	622	2	23	50	53	29	56	11	(992)	条例制定市町村	
	登録	24	39	3	6	0	0	23	0	3	35	0	1	47	12	3	9				
		181	351	134	294	72	25	74	42	16	657	2	24	97	65	32	65		0	1134	44/44



文化財愛護シンボルマーク

文化財愛護シンボルマークは、文化財愛護運動を全国に押し進めるための旗じるしとして、昭和41年5月に定められたものです。

このシンボルマークは、広げた両方の手のひらのパターンによって、日本建築の重要な要素である斗拱とぎょう（組みもの）のイメージを表わし、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を過去、現在、未来にわたり永遠に継承していくという愛護精神を象徴したものです。

文化財保護 No.15 守り育てようみんなの文化財

発 行 京都府教育委員会
京都市上京区下立売通新町西入ル
編 集 京都府教育庁指導部文化財保護課
TEL (075) 414-5901